



平成28年5月25日

各 位

会 社 名 田 淵 電 機 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 貝方士 利浩
(コード番号 6624 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員
経営管理本部統括 佐々野 雅雄
(電話番号 06-4807-3500)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」「補欠監査役候補者選任の件」を平成28年6月29日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款一部変更の件（補欠監査役の選任及び任期）

（1）変更の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

（2）変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
（監査役の選任） 第27条 （略） （新設）	（監査役の選任） 第27条 （現行どおり） <u>2 当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
（監査役の任期） 第28条 （略） 2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u>	（監査役の任期） 第28条 （現行どおり） <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

2. 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

（1）変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう第35条を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第36条（自己株式の取得）を削除し、また、基準日その他配当に関する定めの整理を行うものであります。

（2）変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
(剰余金の配当) 第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (削除)
2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	
(自己株式の取得) 第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、期末配当金及び中間配当金の未払の配当に対しては利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第37条 配当財産が金銭の場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、未払の配当金に対しては利息をつけない。

3. 補欠監査役候補者選任の件

（1）補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件（補欠監査役の選任及び任期）」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
石田 昭 <small>いしだ あきら</small> <small>(昭和23年7月17日生)</small>	昭和46年4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 昭和59年5月 同社社員 平成4年5月 同社代表社員 平成24年6月 同社定年退職 平成24年7月 公認会計士・税理士 石田昭事務所開設 株式会社京写 社外監査役（現任） 平成25年4月 関西学院大学 経営戦略研究科専門職大学院教授 平成25年6月 フジッコ株式会社 社外監査役（現任） 平成28年3月 関西学院大学 経営戦略研究科専門職大学院教授 定年退職 (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 石田昭事務所所長 株式会社京写 社外監査役 フジッコ株式会社 社外監査役	- 株

以上